熊谷市木造住宅無料簡易耐震診断実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震に対する木造住宅の耐力を確認し、安全な住宅の整備を促進するため、木造住宅の無料簡易耐震診断の実施に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「無料簡易耐震診断」とは、電子計算機のソフトウェアにより市が行う地震に対する簡易耐震診断をいう。

（無料簡易耐震診断の実施要件）

第３条　無料簡易耐震診断を受けることができる者は、次に掲げる要件を備える木造住宅を所有している者又はその者の２親等以内の親族であるものとする。

⑴　平成１２年５月３１日以前に新築、増築又は改築の工事に着手した一戸建住宅又は併用住宅であること

⑵　地上２階建以下の住宅であって、延べ面積５００平方メートル以下であること

⑶　市が使用する電子計算機のソフトウェアにより、診断できるものであること

（申請者の要件）

第４条　無料簡易耐震診断を申請することができる者は、前条の要件を備える者とする。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、無料簡易耐震診断を申請することができる。

（無料簡易耐震診断の申請）

第５条　前条に規定する者が無料簡易耐震診断を申請するときは、木造住宅無料簡易耐震診断申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならないものとし、その提出部数は

１部とする。

⑴　建築確認通知書及びその添付図書（平面図で筋かいが記載されているもの）の写し

⑵　運転免許証、健康保険証等の身分を証明する書類の写し

⑶　その他市長が必要と認めたもの

（無料簡易耐震診断の申請の受理及び実施）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な事項を審査し、受理するか否かを決定するとともに、当該申請を受理した場合には、木造住宅無料簡易耐震診断受付簿（様式第２号）に記載するとともに、速やかに無料簡易耐震診断を実施しなければならない。

（無料簡易耐震診断結果報告）

第７条　市長は、無料簡易耐震診断が終了したときは、速やかに木造住宅無料簡易耐震診断結果報告書（様式第３号）により当該無料簡易耐震診断の結果を第５条の規定により申請した者に報告しなければならない。

（無料簡易耐震診断実施者への指導及び助言）

第８条　市長は、前条の木造住宅無料簡易耐震診断結果報告書の内容を無料簡易耐震診断実施者に指導し、及び助言することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、告示（甲）による熊谷市木造住宅無料簡易耐震診断実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（この要綱の失効）

３　この要綱は、令和１３年３月３１日に限り、その効力を失う。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。